

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		被保険者証の交付		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 9 条第 2 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	世帯主は、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。 ◎国保では、資格取得が何らの手続もなく当然に行われるため、資格取得についての行政処分が何もない。このため、被保険者資格についての不服申立や行政訴訟ができないことになり、具体的な給付事由が発生してから、その給付の請求を行い、その処分を受けてから争うほかない。これを早期に争う手段を設けたのが、この被保険者証交付請求権である。		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 1～3 日		
	設定年月日	昭和 34 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				